

# 資料⑥

## 地域生活支援拠点等プロジェクト会議 報告書

### 目 次

1. 地域生活支援拠点等とは	
(1) 推進の経過と国の考え方 .....	1
(2) 寝屋川市での位置づけ .....	1
2. 地域生活支援拠点等プロジェクト会議について	
(1) 設置の経緯 .....	2
(2) 構成メンバー .....	2
(3) 検討経過 .....	2
3. 寝屋川市の状況などからみた地域生活支援拠点等に求められる機能の整理	
(1) 障害者手帳の取得やサービス利用の状況 .....	3
(2) 当事者のニーズ .....	5
(3) 地域資源等の状況 .....	7
(4) モデル事業実施自治体ヒアリングの結果 .....	8
(5) 寝屋川市において求められる機能と整備の考え方 .....	9
4. (仮称)地域生活支援(拠点)システムの整備の方向性	
(1) システムの概要 .....	10
(2) 整備する機能の内容 .....	11
(3) 「当面実施すること」と「段階的に推進すること」 .....	12
(4) 今後のすすめ方 .....	12
【(仮称)地域生活支援(拠点)システムのイメージ】 .....	13

平成28年9月

寝屋川市自立支援協議会

## 1. 地域生活支援拠点等とは

### (1) 推進の経過と国の考え方

障害者総合支援法の附帯決議を受けて、厚生労働省が設置した「障害者の地域生活の推進に関する検討会」が取りまとめた「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」に基づき、障害者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域での居住支援に求められる機能を集約した拠点、または、複数の機関の連携により機能を分担して担う体制を、第4期障害福祉計画（計画期間：平成27年～29年度）において整備することとされました。

ここでは地域における居住支援に求められる機能として、以下の事項があげられています。

#### 【地域における居住支援に求められる機能】

- ① 相談（地域移行、親元からの自立等）
- ② 体験の機会・場（ひとり暮らし、グループホーム等）
- ③ 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ④ 専門性（人材の確保・育成、連携等）
- ⑤ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

また、拠点を整備する手法として、必要な機能を集約する「多機能拠点型」（グループホーム併設型、単独型）と、地域において機能を分担する「面的整備型」が示されています。

### (2) 寝屋川市での位置づけ

寝屋川市では、第4期障害福祉計画の策定にかかる国の指針をふまえ、同計画の障害福祉サービス等の推進における成果目標のひとつとして「地域生活支援拠点等の整備」を以下の内容で掲げるとともに、重点的に取り組む事項としても位置づけています。

#### 【地域生活支援拠点等の整備】

障害のある人の地域生活を支援するための「地域生活支援拠点等」を、本市のニーズやサービス提供体制の状況などを考慮して整備するよう、検討組織を設置し、計画推進委員会、自立支援協議会の意見をふまえながら検討します。

この拠点では、地域生活を始めるための相談や体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ体制の確保、地域の体制づくりを行う機能と専門性を確保することが求められており、既存の資源を効果的に活用した面的な連携も視野に入れ、平成29年度末までの整備に取り組めます。

## 2. 地域生活支援拠点等プロジェクト会議について

### (1) 設置の経緯

第4期障害福祉計画で定めた「地域生活支援拠点等の整備」の具体化を図るため、障害者長期計画、障害福祉計画の推進にかかる組織として設置されている「寝屋川市障害者計画等推進委員会」における協議をふまえ、「寝屋川市自立支援協議会」において横断的課題等の検討を行う組織と位置づけるプロジェクトとして「地域生活支援拠点等プロジェクト会議」を設置しました。

### (2) 構成メンバー

プロジェクト会議には、地域生活支援拠点等の整備・運営に関わる事業者等から、以下のメンバーで構成しました。

所 属 機 関	氏 名
社会福祉法人光輝会 隆光学園	伊藤 正寿
医療法人長尾会 ねや川サナトリウム	山口 恵一
社会福祉法人讃良福祉会 ワークセンター小路	久澤 貢
社会福祉法人療育・自立センター 大谷の里	竹迫 裕文
社会福祉法人療育・自立センター すばる・北斗福祉作業所	奥田 英稔
医療法人和敬会 寝屋川南病院	竹本 憲司
株式会社オールケア オールケア寝屋川	武田 雅代
株式会社イノベーション	森下 剛
社会福祉法人みつわ会 あおぞら	福岡 薫

(順不同)

### (3) 検討経過

当事者の意見を反映した検討をすすめるため、「親亡き後」の支援に関して特に大きなニーズをもつ2団体にヒアリングを行うとともに、既存調査の結果や統計データ等を活用して、本市における課題を把握しました。

また、地域生活支援拠点等の整備に関する国のモデル事業を実施している自治体へのヒアリングを通じて取り組み状況や課題を把握し、検討に反映しました。

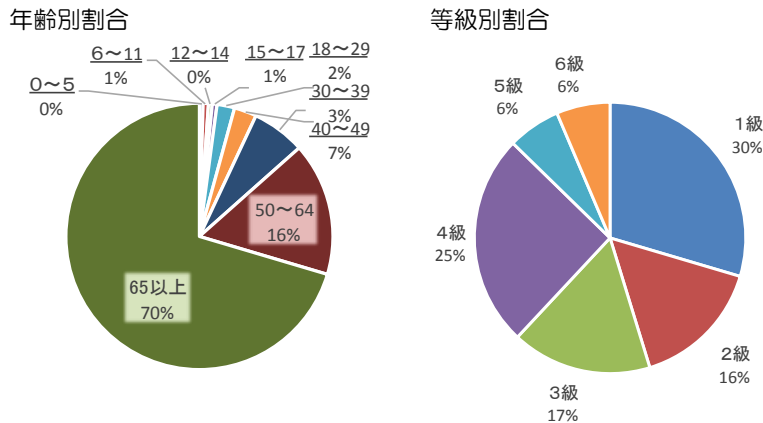
回	開催日	内 容
第1回	平成28年 2月4日	・プロジェクト会議の位置づけについて ・国のイメージについて ・寝屋川市での整備方針について
第2回	平成28年 3月22日	・当事者団体のヒアリング（寝屋川市障害児者を守る親の会） ・障害者の状況等に関する基礎資料について
第3回	平成28年 6月3日	・当事者団体のヒアリング（寝屋川市肢体不自由児（者）父母の会） ・モデル事業実施自治体ヒアリングについて
第4回	平成28年 8月24日	・寝屋川市地域生活支援拠点等まとめ案について

### 3. 寝屋川市の状況などからみた地域生活支援拠点等に求められる機能の整理

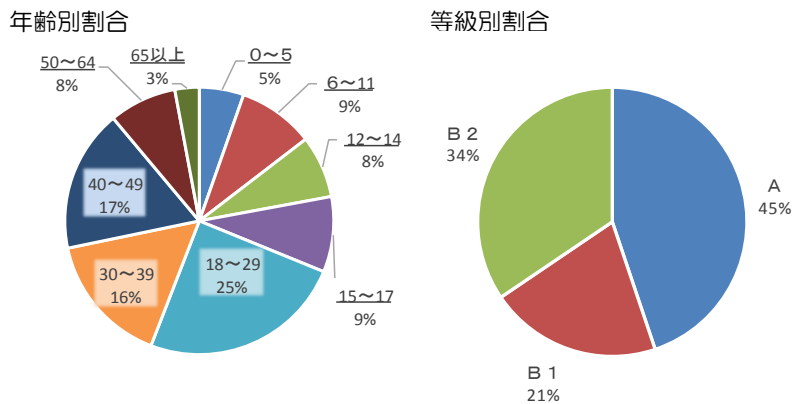
#### (1) 障害者手帳の取得やサービス利用の状況

##### ① 障害者手帳所持者数の推移

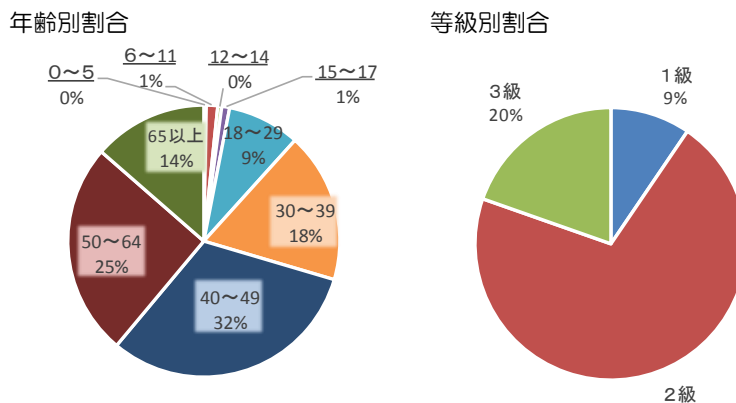
【身体障害者手帳】介護保険の対象となる65歳以上が70%、50～64歳が16%です。新規取得者でもこれらの年齢区分が大きな割合を占めており、加齢にともなう身体機能の低下や介護保険給付にないサービスの利用が背景にあると考えられます。等級は1級と2級の重度者が46%を占めています。



【療育手帳】(知的障害者) 7割以上が中学生年代までに取得しており、18～29歳が25%と大きな割合を占めていますが、50歳以上も11%となっています。新規取得者の判定はB 2が多いですが、全体ではAが45%を占めています。



【精神障害者保健福祉手帳】40～49歳以上が32%、50歳以上が39%です。新規取得者は30～64歳の年代が多く、全体に占める新規取得者の割合は三障害で最も大きいですが、うつ病の増加や発達障害に対する社会的認知の広がりなどが背景として考えられ、等級は2級が71%を占めています。

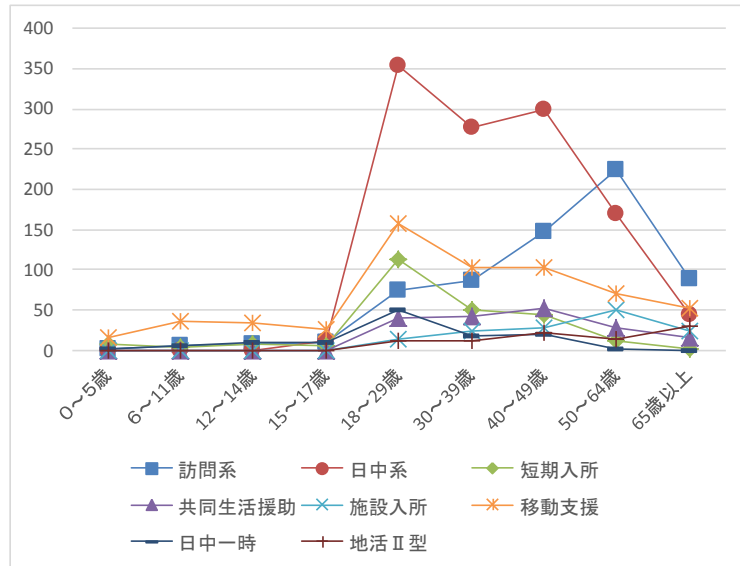


## ② 障害福祉サービス利用状況

手帳所持者数に対するサービス利用者の割合が最も大きいのは知的障害者です。

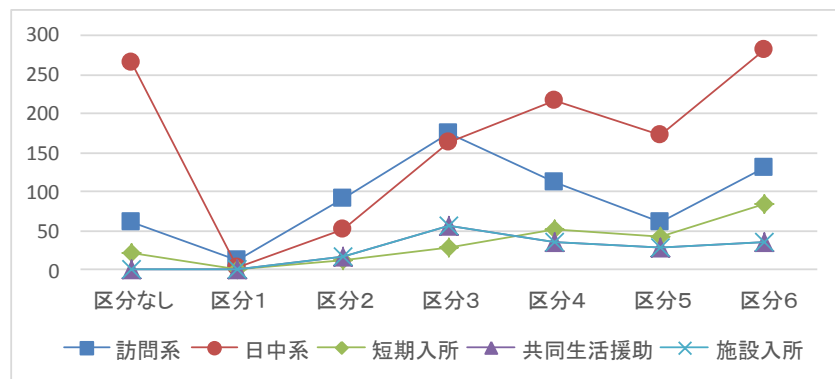
年齢別にみると、三障害を通じて50歳を境界として日中系、短期入所、グループホーム、地域生活支援事業の利用が減少し、訪問系や施設入所が増加する傾向が示されており、生活に変化が生じていることがうかがえます。

年齢別利用者数



また、障害支援区分別にみると、区分認定が必要ない訓練等給付を含む日中系は区分なしの人も多くなっていますが、身体障害者、知的障害者では区分6の割合が大きく、精神障害者は区分3の割合が大きくなっています。

障害支援区分利用者数



## (2) 当事者のニーズ

### ① 当事者団体のヒアリングでの意見

第2回、第3回のプロジェクト会議では当事者団体の代表に出席していただき、地域生活支援拠点等へのニーズなどについて聞き取りを行いました。会の活動や地域生活拠点に関する主な意見は以下のとおりです。

#### 【寝屋川市障害児者を守る親の会】

- ・子どものために声を出す団体として設立し、45年を超えた。会員の子どもの年齢は3歳から60歳ぐらいと幅広く、年代に応じた部で活動しているが、加齢によって活動が難しい人も出てきた。
- ・親亡き後の不安が大きく、入所施設やグループホームへの入居を希望するが、集団生活が苦手な子どももあり、ひとり暮らしの支援も必要であり、24時間365日の対応ができる拠点の設置は切実なニーズである。
- ・グループホームは夜間の体制に不安があり、多様なかたちで体験ができるとよい。
- ・親がいても、急病になったときなどには緊急の受入や訪問での支援が必要であり、日頃から情報を共有して的確な対応が受けられることが望まれる。
- ・送迎がないためショートステイが利用できない人や、医療的ケアが必要なため行き場がない人もいる。医療機関への送迎のニーズも多い。

#### 【寝屋川市肢体不自由児(者)父母の会】

- ・今年度で設立から50年になる。子どもの一生を考えて活動してきた。福祉の制度が充実し、会員の意識も変わってきているが、親亡き後のことは常に頭を離れない。地域で暮らし続けられるように、地域のあり方も考える必要がある。
- ・親亡き後の不安が大きいため、それに備えた体制づくりが必要である。
- ・計画相談をベースにしてなんでも相談でき、一体的に支援する体制があるとよい。1つの拠点で多様なニーズに応えることは難しいので、各事業所に対応することが望ましい。
- ・医療的ケアが必要な人が利用できるショートステイが少なく、利用のハードルが高い。入院時にヘルパーが利用できる制度も希望する。
- ・他の人を家に入れたくないという意識の親もあり、意識を変えていくことも必要である。

## ② ニーズ調査等による課題

第4期障害福祉計画策定時に実施したアンケート調査等から、地域生活支援拠点等の機能に関して、つぎのような課題があげられています。

<b>【相談に関すること】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・計画相談支援事業所の確保、相談員のスキルアップの推進</li><li>・専門的な相談窓口の充実、相談窓口の情報提供の充実、訪問による相談の実施</li><li>・住宅に関する情報提供・紹介ができる事業者の確保</li><li>・ひとり暮らしのサポートの充実、後見的支援の充実</li></ul>
<b>【体験の機会・場に関すること】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・体験・訓練の機会・場の充実</li><li>・訓練型のショートステイの整備</li></ul>
<b>【緊急時の受け入れ・対応に関すること】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ショートステイの充実</li><li>・休日・夜間のサービスの確保、重度・医療的ケアが必要な人などのサービスの充実</li></ul>
<b>【専門性に関すること】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉人材確保のための支援の充実</li><li>・福祉サービス従事者のスキルの向上</li><li>・高次脳機能障害、触法障害者等、多様な対象者の支援に関する研修の実施</li></ul>
<b>【地域の体制づくりに関すること】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・基幹相談支援センターを中心としたネットワークによる切れ目のない支援の充実</li><li>・地域移行に関する相談や支援の一連の流れの構築</li><li>・医療と福祉のネットワークの充実、社協との連携の充実</li><li>・障害者への理解、交流・参加の推進</li><li>・バリアフリー化、移動支援、災害時の支援の推進</li></ul>

### (3) 地域資源等の状況

地域生活支援拠点等に求められる機能に関して、寝屋川市における地域資源の現状は以下のとおりです。

<b>【相談に関すること】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・計画相談支援を行う指定特定相談支援事業者が19か所、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）などを行う指定一般相談事業者が5か所設置されています。また、さまざまな相談に応じる障害者相談支援事業を3か所の相談支援事業者に委託しています。</li><li>・基幹相談支援センターは市と委託相談支援事業者（相談支援事業を委託した事業者）が連携してネットワーク型の運営を行っており、総合相談・専門相談、地域移行・地域定着の支援、地域の相談支援体制の強化、権利擁護・虐待防止などの機能を担っていますが、計画相談の的確な実施や、地域生活を推進するうえでの支援ニーズの増加などに的確に対応するよう、相談支援体制のいっそうの充実が求められています。</li></ul>
<b>【体験の機会・場に関すること】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・市が設置し、指定管理者制度で運営している「大谷の里」をはじめとした短期入所施設を活用して、緊急時への備えや将来の自立生活などに向けた体験的な利用が少しずつ増えています。ただし、体験的な利用を体系的にすすめるしくみはないため、一部の人の利用にとどまっています。</li><li>・当事者団体がグループホーム等を利用して自立訓練・宿泊訓練を行っています。</li><li>・なお、精神障害者の地域移行の支援を行っている事業者が自立体験のための居室を設置する事業を実施していましたが、ニーズが限定されることから1つの事業所で運営することは難しく、現在は実施されていません。</li></ul>
<b>【緊急時の受け入れ・対応に関すること】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・緊急時には、地域定着支援や計画相談を担当している相談支援事業者、地域生活支援を行っている精神科医療機関等が、相談支援事業者自身や一部のサービス事業者が受入や訪問による支援を行っています。これも体系的に対応するしくみはないため、緊急時の相談支援やサービス提供ができる事業者が少ないことや、必要な支援に関する情報共有が困難なことなどにより、的確な連絡やスムーズな対応が難しい場合があります。</li></ul>
<b>【専門性に関すること】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・医療的ケアが必要な人を含めた重度の障害がある人への支援は一部の事業所や医療機関が対応していますが、地域での生活を日常的に支えるとともに、緊急時の対応を的確に行っていくうえで、十分な体制は確保できていません。</li></ul>
<b>【地域の体制づくりに関すること】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・「寝屋川市自立支援協議会」に全体会と5つの部会を設置し、各種会議や事業者連絡会を通じて、障害者支援に関わる公民の機関・団体・事業者等が情報や課題を共有し、解決に向けた協議や取り組みを推進しています。自立支援協議会は障害福祉計画と連動させて計画的に組織の改変を行っており、地域生活に関する多様なニーズに的確に対応するよう、年次的にいっそうの充実を図っていくこととしています。</li></ul>



#### (4) モデル事業実施自治体ヒアリングの結果

地域生活支援拠点等の整備を推進するための国のモデル事業を実施した自治体等に、ヒアリングを行いました。なお、大分市は熊本地震への対応に考慮して除外し、当初実施を予定していた吹田市を加えました。

ヒアリングを実施した9自治体のうち、多機能拠点型は1自治体、面的整備型は6自治体、一定の拠点を整備しつつ面的整備を行ったところが2自治体でした。また、機能ごとの整備の方向は、以下のような状況でした。

<b>【相談について】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 基幹相談支援センターがコーディネートを行うところと、複数の相談支援にコーディネーターを配置したり、日常の対応は指定特定相談支援が行うところがあります。</li><li>・ 夜間は基幹相談支援センターやコールセンターが対応するところがありますが、今後の課題としたり、都道府県の緊急対応システムとの連携を検討しているところもあります。</li><li>・ 緊急時に的確に対応するため登録制を導入しているところもあり、地域定着支援などを活用して対応することとしています。</li></ul>
<b>【体験の機会・場について】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 拠点施設の整備を行う自治体以外の多くでは既存の施設を活用することとしていますが、既存の事業を見直し、相談や緊急対応などの機能も一括した拠点の整備をめざすところもあります。</li><li>・ モデル事業で体験短期入所を実施し、実施に向けた課題の整理や、利用者・事業者の不安の解消による利用の促進につないだところもあります。</li></ul>
<b>【緊急時の受け入れ・対応について】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 拠点施設の整備を行う自治体以外の多くでは既存の施設を活用し、基幹相談支援センター等が空き状況を把握して調整することとしています。</li><li>・ 緊急時の受入用の居室を確保するところ（輪番制も含む）や、今後の課題として施設整備を検討するところもあります。</li></ul>
<b>【専門性について】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 拠点施設の整備を行う自治体では、重度障害者に対応するため看護師を配置することとしています。</li><li>・ 指定特定相談支援事業者向けのマニュアルの作成を検討しているところがあります。</li></ul>
<b>【地域の体制づくりについて】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 相談支援に関わる機関や事業所の連絡会を設置したり、コーディネーターが地域との連携を推進することとしているところがあります。</li></ul>

※「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」報告書（概要）は厚生労働省のホームページに掲載されています。<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

## (5) 寝屋川市において求められる機能と整備の考え方

これらの状況をふまえ、寝屋川市において地域生活支援拠点等を整備していくうえで求められる機能と整備についての考え方をつぎのように整理しました。

### ① 「緊急時の対応」に焦点をあてた整備を推進します

地域生活支援拠点等の整備をすすめるうえでの背景としてあげられている障害者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えたときに、寝屋川市において最も喫緊の課題となるのは、障害者や介護者の緊急時に、的確に相談ができ、スムーズに支援が受けられるしくみを構築することだといえます。そのことによって、安心して地域での生活を継続できるとともに、福祉施設や医療機関からの地域移行や、親元から離れての自立生活を推進することができます。

このため、できるだけ緊急事態が発生しないようにするとともに、いざというときにはスムーズに対応できるよう、日常的な支援や備えも含めた取り組みに焦点をあてて、必要な機能の整備を推進することとします。

### ② 地域の支援を活かした「面的な整備」を推進します

寝屋川市は、自立支援協議会の全体会や各部会の会議、基幹相談支援センターにおける連携などを通じて関係機関や事業者等のネットワークづくりを積極的に推進しています。

一方、約24万人の人口規模をもち、地域で生活している障害者も多い地域であるため、1つの拠点ですべてのニーズに対応することは効果的であるとはいえません。

こうした状況をふまえ、地域の多様な資源が効果的に連携することにより、さまざまなニーズに対応していくよう、面的整備により、システムとして必要な機能を確保することとします。

### ③ 障害者長期計画・障害福祉計画と連動させた「計画的な整備」を推進します

地域生活支援拠点等は第4期障害福祉計画に基づいて整備を推進しますが、地域ぐるみで推進する体制づくりなどは中長期的な視点で推進していく必要があります。

そのため、第4期計画の期間中（平成29年度末まで）に「当面実施すること」と「段階的に推進すること」を整理し、平成30年度からスタートするよう現在見直しを行っている次期の障害者長期計画や、その実施計画としての位置づけもつ障害福祉計画とも連動させて、計画的な整備をすすめることとします。

## 4. (仮称)地域生活支援(拠点)システムの整備の方向性

寝屋川市において、障害者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域での居住支援に求められる機能を、地域の多様な資源が効果的に連携し、さまざまなニーズに対応するしくみとして構築していくよう、以下の方向性に沿って「(仮称)地域生活支援(拠点)システム」の整備を推進します。

### (1) システムの概要

#### ① 取り組みの目的

第4期寝屋川市障害福祉計画において、障害福祉サービス等の推進における成果目標および重点的に取り組む事項として位置づけた「地域生活支援拠点等の整備」を具体化するため、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」への対応も見据えて、地域での自立した生活の継続や移行を支援するため、緊急事態の予防や的確な対応を行うためのしくみを構築します。

#### ② システム整備の手法

寝屋川市は、昭和48年に開設された障害児通所施設「市立あかつき・ひばり園」、昭和61年に開設された通所授産施設「市立すばる・北斗福祉作業所」がセンター機能を担いながら、当事者・市民と市・事業者などが協働して、障害者支援を推進してきました。こうした歴史のもとで、自立支援協議会や基幹相談支援センターなどを通じて、関係機関や事業者等のネットワークづくりを積極的にすすめており、地域における多くの資源の力を活用することで、多様なニーズに対応できる効果的な支援を行うよう、「面的整備型」による取り組みを推進します。

#### ③ システムの主な対象者

このシステムでは、取り組みの目的に沿って、以下のような人を主な対象者と想定することとします。

- \*家族の高齢化等により、支援力が低下し、緊急時などの対応に不安がある人
- \*地域で自立生活(ひとり暮らしなど)をしている人
- \*福祉施設や医療機関、親元での生活から地域生活への移行を希望する人

(2) 整備する機能の内容

地域生活支援拠点等に求められる各機能について、以下の内容で整備を推進します。

相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画相談支援と地域定着支援を積極的に活用した「登録制」により、毎月定期的にモニタリングを行いながら、適切なサービス利用などによって日常生活を支援することで緊急事態の発生を予防するとともに、状況の的確な把握や必要な備えなどを行っていくことで、緊急時に的確な対応ができるしくみ（(仮称)地域生活あんしん支援システム事業）を構築します。</li> <li>・そのために、緊急時に相談支援事業者等が的確に対応するためのフローや、緊急性を判断するための指針などを作成します。</li> <li>・また、システム全体のコーディネートや、各取り組みのバックアップは、基幹相談支援センターにおいて市と委託相談支援事業者が連携して担っていくよう、機能と体制の強化を図っていきます。</li> </ul>
体験の機会・場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時に短期入所施設などでの受け入れがスムーズにできるように、関係者が協議して目標を設定しながら短期入所等を体験的に利用するプログラムのしくみ（(仮称)体験宿泊プログラム事業）を構築します。</li> <li>・(仮称)体験宿泊プログラム事業を効果的にすすめるとともに、福祉施設や医療機関などからの地域移行に向けた自立体験も行える居室の確保を検討していきます。</li> </ul>
緊急時の受け入れ・対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)地域生活あんしん支援システム事業において地域定着支援を利用することで、常時（原則24時間365日）連絡できる体制を構築し、緊急時には迅速に状況を把握するとともに、継続的な支援を通じて蓄積した情報を活用し、適切なサービス（受入・訪問等）につないだり、地域定着支援による一時的な支援を行います。緊急時の情報共有のツールとしてサポート手帳を活用するよう、普及を推進します。</li> <li>・緊急時の受け入れがスムーズにできるよう、短期入所や居住系サービスを提供している事業者の連絡組織を設置し、各施設の利用状況を把握してコーディネートするしくみを構築していきます。</li> <li>・受け入れによる支援が難しいケースなどでは、訪問による支援が的確にできるよう、重度の人のニーズに対応した訪問系サービス（重度訪問介護、行動援護）等を効果的に活用する方策を検討していきます。</li> <li>・緊急時に利用者の状況に応じた支援が的確にできる事業者や人材を増やしていくよう、研修等による専門性の確保や地域の体制づくりの取り組みをすすめていきます。</li> </ul>
専門性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)地域生活あんしん支援システム事業において、重度の障害がある人や医療的ケアが必要な人の緊急時の対応を的確に行うとともに、日常的な支援の充実も図っていくよう、事業者や従事者の確保のための取り組みを推進します。</li> <li>・相談支援やサービスの質を高め、地域生活に関する支援の充実を図るよう、事業者や従事者への研修などを推進していきます。</li> </ul>
地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本システムの利用や実施における連携を推進するため、対象者や事業者等への周知を推進します。</li> <li>・緊急時の対応や日常的な支援が的確にできるよう、ニーズに応じたサービス提供体制を確保していきます。</li> </ul>

### (3) 「当面実施すること」と「段階的に推進すること」

整備する機能について、第4期障害福祉計画の計画期間である平成29年度末までに「当面実施すること」と、平成30年度からの次期計画に位置づけて「段階的に推進すること」を、つぎのように設定します。

機能	当面実施すること	段階的に推進すること
相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画相談支援と地域定着支援を積極的に活用した登録制による相談支援のしくみの構築（「(仮称)地域生活あんしん支援システム事業」）</li> <li>コーディネートを担う基幹相談支援センターの機能・体制の強化（委託相談支援事業の充実など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域定着支援を行う指定一般相談支援事業者等の確保</li> <li>利用者によりわかりやすく利用しやすい相談支援のしくみと体制づくり</li> </ul>
体験の機会・場	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な体験宿泊を推進するしくみの構築（「(仮称)体験宿泊プログラム事業」）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域移行のための自立体験も見据えた居室の確保</li> </ul>
緊急時の受け入れ・対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>「(仮称)地域生活あんしん支援システム事業」による緊急時の連絡体制と的確な支援の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期入所の効果的な利用のためのコーディネートのしくみの構築</li> <li>訪問による支援などを広げるための弾力的な支給決定等の推進</li> <li>緊急時の対応ができる事業者や従事者の確保</li> </ul>
専門性	<ul style="list-style-type: none"> <li>「(仮称)地域生活あんしん支援システム事業」の利用者の状況に応じた緊急時の対応ができる体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時以外の日常的な支援も含めた重度の障害がある人などへの支援体制の充実</li> </ul>
地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援協議会等を通じた面的なシステム整備の推進</li> <li>システムの周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な主体の参加と協働によるサービス提供体制の充実</li> </ul>

### (4) 今後のすすめ方

- ・「当面実施すること」は、自立支援協議会等を通じて関係機関・団体・事業者等とも連携して具体的な内容を検討し、平成29年度末までに事業化を図るよう取り組みます。
- ・「段階的に推進すること」は、現在検討を行っている第3次障害者長期計画、第5期障害福祉計画に反映し、計画のPDCIを通じてさらに課題や方向性を深めながら、具体化を図っていきます。
- ・地域生活支援拠点等に求められる機能に加え、福祉施設や医療機関からの地域移行、親元からの自立などを推進するうえで不可欠な居住機能の整備についても、第3次障害者長期計画等に位置づけて推進していきます。
- ・また、地域の体制づくりとして、共生の考え方に基づく障害者の地域生活への理解や支援をいっそう推進するよう、地域に密着した取り組みを行っていくためのエリアの考え方もふまえた市民や地域のさまざまな団体・事業者等のインフォーマルな支援の担い手との連携について、第3次障害者長期計画等に位置づけるとともに、寝屋川市地域福祉計画等とも連動させて推進していきます。

【(仮称)地域生活支援（拠点）システムのイメージ】

